

＜医療費控除に関するお知らせ＞

【大槌町役場 税務会計課】

医療費控除を申告する際は「医療費控除の明細書」、セルフメディケーション税制を申告する際は「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要です。

なお、領収書はご自宅に「5年間保管」する必要があります。

※領収書の添付または提示での申告は原則できませんのでご準備ください。

◇医療費控除の明細書の記載について

医療費控除の明細書に記入する欄は、「1 医療費通知に記載された事項」と「2 医療費（上記1以外の明細）の明細」の2つがあります。2つの内容が重複しないようお気を付けください。

また、通常の医療費控除を受ける場合、セルフメディケーション税制は受けられません。

1 医療費通知に記載された事項（「医療費控除の明細書」右上の欄です）

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
210,000 円	190,000 円	円

通知に記載された自己負担の合計額をご記入ください。

左のうち令和5年中に実際に支払った金額をご記入ください。

支払った医療費に対する保険金など受け取った場合は、その金額をご記入ください。

医療費通知：医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものが対象です

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けたもの
 - ④療養を受けた病院、薬局等の名称 ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称
- ※申告の際に使用できるのは、本人又は本人と生計を一にする親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。

2 医療費（上記1以外）の明細（領収書の対象医療費を記入する欄です）

「1 医療費通知に記載された事項」に記入している金額は、記入しないようご注意ください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
大槌太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	30,000 円	円
大槌太郎	〇〇薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	20,000	
大槌太郎	通院時のバス、電車	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	10,000	
大槌花子	〇〇ドラッグストア	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	20,000	

- ①同一人物が同じ病院に複数回通院した場合、医療費の合計をご記入ください。
(例：〇〇病院 通院1回目：12,000円、2回目：18,000円 計30,000円 →30,000円を記入)
- ②公共の交通機関を利用した場合、交通費も医療費控除に計上できます。複数の交通機関を乗り継いだ場合、上記のようにまとめてご記入ください。
- ③加入している生命保険や高額療養費申請等により支払った医療費が補てんされた場合は、その金額をご記入ください。

【医療費控除 Q&A】

Q1 支払った医療費が還付になるのですか？

A1 支払った医療費ではなく、源泉徴収税額（源泉されている所得税）がある場合に還付になります。申告して納付すべき所得税があった際は、医療費控除を申告しなかった場合より納付すべき所得税が抑えられます。また、住民税の所得割が課税される見込みの場合もその分、抑えられます。

Q2 保険金等の補てん金があった場合は、令和5年中に支払った総額から差引くのですか？

A2 補填されることとなった対象医療費から差引けばよいので、令和5年中に支払った医療費の総額から差引く必要はありません。

Q3 令和5年12月に治療し、令和6年1月に支払った医療費は、令和5年分の医療費控除の対象ですか？
A3 令和6年分の医療費控除の対象ですので、その分の申告をする場合は次回となります。

Q4 交通費で医療費控除の対象となるものは何ですか？

A4 バス、電車などの公共交通機関（子供など付添人が必要な場合は付添人も可）・タクシー代（他に代わる交通手段がない、やむを得ない場合のみ）・遠隔地への交通費（そこでなければ治療できない場合のみで、宿泊費は除く）

【ならないもの】自家用車のガソリン代、駐車料金

Q5 診療費で医療費控除の対象となるものは何ですか？

A5 医師の診療にかかった費用（不妊治療費、妊婦の検診料、分娩費用も可）・歯の治療（美容目的以外の歯列矯正、インプラント、金歯）・あんまマッサージ、針灸など（治療目的の施術のみ、疲労回復目的・病氣予防目的は除く）

Q6 インフルエンザ等の予防接種・健康診断、人間ドックの費用は医療費控除の対象ですか？

A6 原則として、医療費控除の対象とはなりません。ただし、健康診断、人間ドックにより疾病が発見され、治療した場合はその費用も医療費控除の対象となります。

Q7 入院費用で医療費控除の対象となるものは何ですか？

A7 診療、手術などの費用（診断書などの文書料は除く）・差額（個室）ベッド料金（医師の指示による場合のみで、本人の希望で個室にした場合は除く）・病院食（出前、外食などの自己判断の食事代を除く）

【ならないもの】入院中のクリーニング（リネン）代・TV・冷蔵庫の貸借料・病衣

Q8 治療・療養に使う物で医療費控除の対象となるものは何ですか？

A8 メガネ代（緑内障など医師の指示による場合のみで、近視、遠視、老眼など通常の者は除く）・車イスや松葉づえ（診療を受けるため、通院に必要な場合）・治療に必要な薬品代（薬店で購入した薬も可）・補聴器代（医師の指示による場合のみ）

【ならないもの】院外処方薬の薬用容器代・健康食品や食餌療法の食品（医師の指示によるものも不可）・電動ベッド・マットレス・空気清浄機

Q9 おむつ代、ストマ用装具代は医療費控除の対象ですか？

A9 要介護者（約6カ月以上寝たきりの状態の方）等のおむつ代は、医師から「おむつ使用証明書」が発行され、申告時に添付または提示した場合のみ医療費控除に該当します（おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の場合、市町村長から交付される「おむつ使用の確認書」、または医師から発行される「主治医意見書」を「おむつ使用証明書」に代えることができます）。

ストマ用装具代は、医師から「ストマ用装具使用証明書」が発行され、申告時に添付または提示した場合のみ医療費控除に該当します。

Q10 医療費控除額は、どのように計算されるのですか？

A10
$$\text{【計算式】(医療費控除額) = (支払った医療費の額 - 保険金等で補填される金額) - (10万円と「総所得金額等の合計額の5%」のいずれか少ない方の金額)}$$

例1) ●支払った医療費の額： 15万円

●給与収入（給与所得）： 3,000,000円（2,020,000円）

①始めに（10万円と総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない方の金額）を判定します
→2,020,000円（総所得金額等）の5% → 10万1,000円

②10万円と10万1,000円は、10万円が少ない方の金額なので、15万円（支払った医療費の額）から、10万円を差引きます

→15万円（支払った医療費の額）-10万円 = 5万円 が医療費控除額となります。

例2) ●支払った医療費の額： 15万円

●給与収入（給与所得） 2,900,000円（1,950,000円）

①始めに（10万円と総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない方の金額）を判定します
→1,950,000円（総所得金額等）の5% → 9万7,500円

②10万円と9万7,500円は、9万7,500円が少ない方の金額なので、15万円（支払った医療費の額）から、9万7,500円を差引きます

→15万円（支払った医療費の額）-9万7,500円 = 5万2,500円 が医療費控除額となります。

→その他、詳細については以下の国税庁ホームページをご覧ください（QRコードでもアクセスできます）。

URL： <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120.htm>

QRコード：

